

公 安 委 員 会	関 東 関 根 組 の 指 定 の 確 認	平成30年4月5日
説明資料No. 1	について	組織犯罪対策企画課

1 指定の確認の概要

関東関根組については、平成29年4月、松葉会の傘下組織であった関根組（以下「松葉会関根組」という。）が松葉会から分裂し、団体名を改称して活動していた団体であり、平成30年3月7日に、茨城県公安委員会から関東関根組に係る指定暴力団としての指定についての確認請求書を受理。審査専門委員の意見聴取を経て、指定の要件に該当する旨の確認を行うもの。

※ 関東関根組（主たる事務所：茨城県、代表する者：大塚逸男、構成員：約160人）

2 指定の要件に該当すると認める理由

(1) 実質目的要件（暴力団対策法第3条第1号）該当性

以下を踏まえ、関東関根組は、資金獲得活動のため、団体の威力をその暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められる。

ア 威力を利用した資金獲得活動

関東関根組としての活動が確認されて以降、同団体の暴力団員は、同団体の威力を利用した資金獲得活動にともなう恐喝等により検挙されている。

また、関東関根組の暴力団員は、その前身である松葉会関根組の暴力団員であった際、松葉会の第8回指定の効力発生日以降、同団体の威力を利用した資金獲得活動にともなう恐喝等により多数の者が検挙され、又は暴力的 requirement 行為により中止命令を受けている。

イ 審査専門委員の意見

いずれの審査専門委員からも、関東関根組が実質目的要件を充たす旨の意見が提出された。

(2) 犯罪経歴保有者要件（同条第2号）該当性

関東関根組の全暴力団員の数に占める犯罪経歴保有者数の比率が暴力団対策法施行令で定める比率を超えている。

(3) 階層組織性要件（同条第3号）該当性

関東関根組は、代表する者の統制の下、運営を支配する地位の階層、指示又は命令できる地位の階層及びその他の地位の階層を有し、階層的に構成されている団体である。

公 安 委 員 会	「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集について	平成30年4月5日 運転免許課 交通安全規制課
説明資料No. 2		

1 意見募集の趣旨

A T 小型限定普通二輪免許に係る技能教習の安全性等を確保しつつ、その教習日数を短縮するために1日の技能教習時間の上限を緩和することの可否に関する調査研究の結果を踏まえ、A T 小型限定普通二輪免許の1日の技能教習時間の上限等の見直し等を内容とする道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）の改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

※ 「A T 小型限定普通二輪免許」：運転することができる普通二輪車が、クラッチ操作を要しないA T 機構がとられた125cc以下のものに限定された普通二輪免許

2 期間

平成30年4月9日（月）から5月8日（火）までの間

3 内容

(1) A T 小型限定普通二輪免許の1日の技能教習時間の上限等の見直し

普通免許等保有者に対するA T 小型限定普通二輪免許の1日の技能教習時間の上限（基本：2时限、応用：3时限、合計：3时限）を1时限ずつ引き上げることとする。

また、教習中の事故防止の観点から、1日に4时限の技能教習を行う場合には、2时限目以降の教習のうちのいずれかの教習の前に1时限に相当する時間（50分）以上の休息時間を置くこととする。

(2) 普通二輪免許の運転シミュレーター教習に係る経過措置の廃止

普通二輪免許等の教習の一部については、その効果的な実施を図るために、運転シミュレーターを使用することとされた（平成8年の府令改正）。その際、経過措置が設けられ、施行前から当該教習を行う指定自動車教習所は、当分の間、運転シミュレーターを使用しないことも可能とされた。

当該経過措置が設けられてから既に約20年以上が経過し、近年廉価な運転シミュレーターも市販されていること等を踏まえ、当該経過措置を廃止することとする。

(3) その他

その他所要の規定を整備することとする。

(4) 施行期日

(1)関係：公布の日から起算して30日を経過した日

(2)関係：公布の日から起算して3年を経過した日

(3)関係：公布の日

公 安 委 員 会	平成29年における生活経済 事犯の検挙状況等について	平成30年4月5日
説明資料No. 3		生活経済対策管理官

1 主な特徴点

(1) 利殖勧誘事犯

- 利殖勧誘事犯の検挙事件数は過去10年おおむね20事件から40事件で推移していたところ、平成29年は43事件を検挙。

資料 1

- 類型別にみると、ファンド型投資商品に関連した事犯の検挙事件数（22事件（51.2%））及び被害額（約125億円（57.7%））がいずれも最多。

資料 2・3

(2) 特定商取引等事犯

- 特定商取引等事犯の検挙事件数はおおむね横ばいで推移し、164事件を検挙。

資料 4

- 類型別にみると、訪問販売に関連した事犯の検挙事件数（147事件（89.6%））及び被害額（約60億円（91.7%））がいずれも大半を占める。

資料 5・6

(3) ヤミ金融事犯

- ヤミ金融事犯は743事件を検挙。無登録・高金利事犯の検挙事件数が減少傾向にある一方で、預貯金口座、携帯電話の不正取得等のヤミ金融関連事犯の検挙事件数は増加傾向。

資料 7

(4) 営業秘密侵害事犯

- 営業秘密侵害事犯は18事件を検挙、営業秘密侵害事犯に関する相談は72件を受理し、いずれも増加傾向。

資料 8・9

(5) その他

- 象牙取引に係る事犯については8事件を検挙し、増加傾向。資料10
- 動物虐待事犯については68事件を検挙し、増加傾向。資料11
- 無人航空機に係る航空法違反については68事件を検挙。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関連した事犯を3事件検挙。資料12

2 今後の取組

- 被害拡大防止を意識した悪質商法事犯の早期認知・早期検挙の推進
- 企業等との更なる連携による営業秘密侵害事犯取締りの推進
- 関係機関等との連携による被害防止対策の推進

公 安 委 員 会	警察庁 G20大阪サミット等警備	平成30年4月5日
説明資料No. 4	対策推進室の設置について	警 備 課

1 G20大阪サミット等警備対策推進室の設置

2019年に我が国で初めて開催されるG20サミットについては、6月28、29日に大阪府において開催される。

警察庁では、首脳会合等の開催地が発表された2月21日、「警察庁G20大阪サミット等警備準備室」を設置したところであるが、4月2日、警備の万全を期するため、次長を長とする「G20大阪サミット等警備対策推進室」(以下「推進室」という。)を設置した。

2 推進室の任務

G20大阪サミット等の開催に伴う警護警備等の警察措置を的確に行うための諸対策について基本方針を定め、その達成を図ることを任務とする。

3 推進室の構成

室 長 次長

室 員 官房長

生活安全局長

刑事局長

交通局長

警備局長

情報通信局長

組織犯罪対策部長

外事情報部長

総括審議官

サイバーセキュリティ・情報化審議官

4 幹事会の設置

推進室の事務を補佐するとともに、G20大阪サミット等の開催に伴う警護警備等の警察措置を的確に行うための諸対策について検討し、その推進を図るため、推進室に幹事会(幹事長：警備局長)を置く。

5 今後の予定

6月下旬(首脳会合の約1年前を目途)、第1回警備対策推進室会議を開催予定。